令和２年度広島県教員等資質向上指標（養護教諭）【暫定版】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分※ | | 採用期 | 充実期 | 発展期 |
| 学校保健 | 保健管理 | ・学校保健安全法を理解し，救急処置，健康診断，疾病予防などの保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付けている。  ・救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき，けがや疾病に対して的確に判断し，迅速に対応することができる。 | ・積極的に健康に関する情報を収集し，幼児児童生徒の健康状態の把握に努め，実態に応じた保健管理を適切に実施することができる。  ・快適な環境整備や適切な衛生管理を行うための助言や提案をすることができる。  ・保健管理について，中心的役割を果たすとともに，組織的に対応することができる。 | ・幼児児童生徒の健康課題を予防的な視点で捉え，学校，家庭及び地域と連携した取組ができる。  ・専門的知識や技能を生かし，学校保健の危機予測を行い，未然防止，危機対応及び再発防止に向けた保健管理ができる。  ・心身の健康問題や事故の発見，対応に向けた校内及び地域社会との協力体制を確立することができる。 |
| 保健教育 | ・学校における保健教育は，学習指導要領に基づき行われることを理解している。  ・専門的な立場から，幼児児童生徒の健康課題を把握し，保健指導計画等の作成に参画し，実践することができる。 | ・発達段階に応じた保健指導計画等の企画・立案ができる。  ・学習指導要領等に基づき，幼児児童生徒の実態に応じ，主体的な学びを促す保健教育を学級担任等と連携し，実践することができる。  ・実践を評価，改善し，効果的に保健教育を推進することができる。 | ・学級担任等が行う保健教育への専門的な助言，資料提供を適切に行うことができる。  ・教育課程の編成，実践，評価を通して，学校保健計画を作成することができる。  ・教材等の創意工夫や指導方法の改善を行い，主体的な学びの実現など，魅力ある保健教育の実施に参画することができる。 |
| 健康相談 | ・学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解している。  ・健康相談の基本的なプロセスを理解し，関係者と連携し，実施することができる。 | ・校内組織との連携を図り，幼児児童生徒の実態を把握している。  ・幼児児童生徒の実態に応じた相談，支援方法を検討することができる。  ・幼児児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応することができる。 | ・学校，保護者及び関係機関等をつなぐコーディネーターの役割を果たすことができる。  ・教職員が行う健康相談に対して，組織的な対応ができるよう，指導的役割を果たすことができる。  ・健康相談の支援体制を確立し，学校組織全体の支援体制づくりに貢献することができる。 |
| 保健室経営 | ・養護教諭の役割と保健室の機能を理解している。　　　　 ・学校経営目標及び学校保健目標を理解している。 ・学校経営目標等及び児童生徒の実態等を踏まえた保健室経営計画を作成することができる。 | ・保健室経営計画に基づいた適切な進行管理ができる。  ・保健室経営計画の評価を行い，日常的に保健室経営の工夫・改善を図ることができる。 | ・教職員と連携し，保健室経営を計画的，組織的に運営することができる。  ・学校運営に積極的に参画し，学校保健に関する教育活動を活性化させることができる。 |
| 保健組織活動 | ・保健組織活動の意義を理解している。  ・幼児児童生徒及び地域の健康課題を把握し，保健組織活動の企画，運営に参画している。  ・学校保健計画に基づき，保健主事等と連携を図りながら保健組織活動を進めることができる。 | ・保健組織活動に教職員などが主体的に参加するよう，校内研修などを計画し，啓発を図ることができる。  ・保健組織活動の企画，運営に参画し，学校の健康課題解決に向けて，効果的に取り組むことができる。 | ・教職員の保健組織活動が機能できるように，支援することができる。  ・幼児児童生徒の課題解決を図るために，地域社会と連携する協力体制を確立することができる。 |
| 生徒指導 | 生徒指導 | ・生徒指導の意義を理解している。 | ・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。 | ・生徒指導に必要な事項について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち，管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について，適切な実態把握を行い，方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して，教育相談体制の充実を進めることができる。 |
| ・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。 | ・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。 |
| ・幼児児童生徒の発達段階を理解している。 | ・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。 |
| ・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。 | ・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。 |
| 特別な支援 | ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別の教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。 | ・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り，そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 | ・学校内の協力体制を構築するとともに，保護者や学校間，関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関係する法令，教育課程及び指導方法についての知識を基に，関係教職員に助言，支援することができる。 |
| ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。 | ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め，全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。 |
| キャリア教育・進路指導 | ・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 | ・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 | ・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ，キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。 |
| ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解している。 | ・組織的な指導体制のもと，キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 |
| ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方と指導の在り方を理解している。 | ・体系的にキャリア教育を推進するために，関係機関等と連携し，組織的に進めることができる。 |
| 組織マネジメント | 組織・環境づくり | ・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 | ・学校経営計画及び校内における役割を理解し，組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 | ・学校経営に必要な事項について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し，専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても，関係教職員にきちんとした説明をするなど，具体的な方策により助言・支援を行うことができる。 |
| ・何事に対しても，自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために，生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。 | ・学校経営計画の実行において，職務を適切に遂行するとともに，自律し挑戦し続けることができる。 |
| 保護者・地域・  関係機関等との協働 | ・保護者，地域，関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。 | ・保護者，地域，関係機関と連携し，「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。 | ・保護者，地域，関係機関との連携の在り方について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，管理職に適切に意見を述べることができる。 |
| ・保護者，地域，関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。 | ・保護者や地域の意見や要望等を把握している。 |
| 危機管理 | ・学校安全の目的や，学校の管理下で起こることへの対応について，具体的な取組を理解している。 | ・学校の管理下で起こることについて，学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 | ・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い，関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて，研修を企画・立案することができる。 |
| ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し，教員としての自覚を持ち，法令等を遵守することができる。 | ・当該学校の教育活動について，根拠となる法令等を踏まえて，組織的に進めることができる。 |

※　各区分は，相互に結び付いている。